

中小企業者の皆様へ 滋賀県制度融資のご案内

●滋賀県制度融資とは

滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しています。滋賀県制度融資は同条例の趣旨に基づき実施する施策の一環として、県内中小企業の皆様の経営基盤の安定・強化とその振興発展に資することを目的に、低金利・固定金利でご利用いただける融資制度です。

●融資対象となる方

原則として、次のすべてに該当する中小企業者および協同組合等の方

- ◆県内に事業所があり、6か月以上継続して同一事業を営んでいる方（開業資金等一部資金を除く）
 - ◆信用保証協会の保証対象となる事業を営んでいる方
※農林漁業、金融保険業（一部を除く）等、一部保証対象とならない業種があります。
 - ◆事業に必要な許認可、登録等を受けていること
 - ◆税金を完納していること
 - ◆暴力団関係者でないこと
- その他にも、制度ごとに個別の申込要件があります。

中小企業者…資本金3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下
または従業員300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下
※ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業等は、資本金および従業員数の要件が別途定まっています。（詳しくは、下記ご相談・お問い合わせ先まで）

●例えばこんな時にご利用ください！（詳細は裏面をご覧ください）

- ◆一般的な事業資金が必要なとき
- ◆1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形等を資金化したいとき
- ◆売上の減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済負担を軽減したいとき
- ◆事業継続力強化、新規技術開発、新分野への進出、海外での事業展開を行うとき
- ◆事業承継を図るとき
- ◆社会的課題の解決に資する産業分野での事業拡大を図るとき
- ◆認定支援機関等の支援を受けて事業計画を策定し、企業再生を図るとき
- ◆CO2ネットゼロ、DXに取り組むとき
- ◆開業のための資金、または開業後5年未満の方が事業資金を必要とするとき
- ◆**経営課題の解決**を図るとき

●取扱金融機関

滋賀銀行	滋賀中央信用金庫	滋賀県信用組合
関西みらい銀行	長浜信用金庫	滋賀県民信用組合
大垣共立銀行	湖東信用金庫	商工組合中央金庫
京都銀行	京都信用金庫	京滋信用組合
福井銀行	京都中央信用金庫	近畿産業信用組合
滋賀県信用農業協同組合連合会		

●ご相談・お問い合わせ

お近くの商工会・商工会議所等にお問い合わせいただくか、またはしが金融ホットライン(滋賀県中小企業支援課)TEL 077-528-3732 にお問い合わせください。

詳しくは滋賀県ホームページをご覧ください。(中小企業者向け制度融資のご案内)

滋賀県 制度融資

検索

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/300703.html>

- ◆融資利率の他に、別途信用保証料（年0.2%～1.9%）が必要となります。
- ◆融資利率等の条件は、令和7年4月1日現在のものです。今後、融資利率等を変更することがあります。
- ◆融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

ご利用目的別ガイド(令和7年度)

●一般的な事業資金が必要なとき

制度資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
経営支援資金(しえん) 一般枠	汎用的な事業資金	1.70%	設備7年 運転5年	設備3,000万円 運転2,000万円
経営支援資金(しえん) 経営者保証非提供促進枠	一定の要件を満たし保証料を上乗せすることで経営者保証の非提供を希望する法人		10年	8,000万円(セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた場合は、1億6,000万円)
経営支援資金(しえん) 小規模企業者枠	従業員20人以下(商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)は5人以下)の小規模企業者向けの汎用的な事業資金(但し、小規模企業者特別枠は、保証協会の保証債務残高が2,000万円以内)	1.65%	設備7年 運転5年	1,500万円
経営支援資金(しえん) 小規模企業者特別枠		1.45%		1,000万円

●1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形を資金化したいとき

短期事業資金(たんき) 通常枠	仕入れ、代金決済等に必要な運転資金	2.40%	1年	1,500万円
短期事業資金(たんき) 手形・電子記録債権割引枠	下請代金として受け取った手形および電子記録債権の割引資金(受注企業として滋賀県産業支援プラザへの登録が必要)		割引期間 150日以内	1,500万円

●売上げの減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済負担を軽減したいとき

セーフティネット資金(しんらい) 新規枠	セーフティネット保証が利用できる方 ┌ 不況業種を営み売上等が減少している方 └ 取引先企業が倒産した方 等	1.20%	設備10年 運転7年 (4号、5号の認定分については10年)	1億円
セーフティネット資金(しんらい) 借換枠	※借換枠は信用保証協会の保証付き融資を借り換える場合に利用できます(増額も可)。	1.70%	借換7年 (4号、5号の認定分については10年)	2億2,000万円
セーフティネット資金(しんらい) 経営力強化新規枠	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業計画を実施し、経営力の強化を図る方	1.20%	設備7年 運転5年	経営力強化新規枠・借換枠あわせて、2億8,000万円
セーフティネット資金(しんらい) 経営力強化借換枠	※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用できます(増額も可)。 ※コロナ関連融資からの借換の場合、セーフティネット保証5号をご利用いただけます。	1.70% 以内	借換10年	
緊急経済対策資金(きんきゆう) 新規枠	売上、利益等が減少している方	1.45%	設備7年 運転7年	5,000万円
緊急経済対策資金(きんきゆう) 借換枠	※借換枠は信用保証協会の保証付き融資を借り換える場合に利用できます(増額も可)。	1.70%	借換10年	8,000万円

●新分野への進出や成長分野での事業拡大など、事業展開を行うとき

政策推進資金(すいしん) 事業継続・新事業促進枠	国、県の認定を受けた事業継続強化や新規技術開発等に係る計画の実施、新たな事業分野への進出、海外での事業展開を図る方	1.45%	設備10年 運転10年	1億円 (国、県の認定を受けた計画を実施する場合は2億円)
政策推進資金(すいしん) SDGs推進企業応援枠	社会的課題の解決に資する産業分野の事業を行っている方で、事業を拡大する方	1.45%	設備10年 運転5年	1億円

●事業承継を図るとき

政策推進資金(すいしん) 事業承継枠	安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る方	1.20%	設備10年 運転10年	1億円
------------------------------	-------------------------------	-------	----------------	-----

●認定支援機関等の支援を受けて事業計画を策定し、企業再生を図るとき

政策推進資金(すいしん) 再生支援枠	活性化協議会または滋賀県信用保証協会経営サポート会議等の支援を受けて、企業再生に取り組む方	金融機関 所定金利	設備 10 年 運転 10 年 (特に必要と認める 場合は 15 年)	1 億円
-----------------------	---	--------------	--	------

●CO₂ネットゼロ、DXに取り組むとき

政策推進資金(すいしん) CO ₂ ネットゼロ推進枠	省エネ設備、太陽光発電、蓄電池、その他CO2排出量削減に資する設備を導入される方	1.20%	10 年	1,000 万円 (蓄電池は 8,000 万円)
政策推進資金(すいしん) DXデジタル推進枠	デジタル技術の活用やシステムの導入等により DX に取り組み、成長・競争力の強化を図ろうとする方	1.70% 以内	10 年	3,000 万円

●開業のための資金、または開業後 1 年以上 5 年未満の方が事業資金を必要とするとき

開業資金(かいぎょう) 創業枠・創業サポート 枠・女性創業枠・北部振 興枠	開業前から開業後5年未満まで全期間が対象	1.20%	7 年	2,500 万円 (女性創業枠は 1,000 万円)
--	----------------------	-------	-----	----------------------------------

●経営課題の解決を図るとき

政策推進資金(すいしん) がんばる企業応援枠	金融機関の支援を受けて策定した経営行動計画の実施等により、経営課題の解決を図る方	1.70% 以内	10 年	2 億 8,000 万円
---------------------------	--	-------------	------	--------------